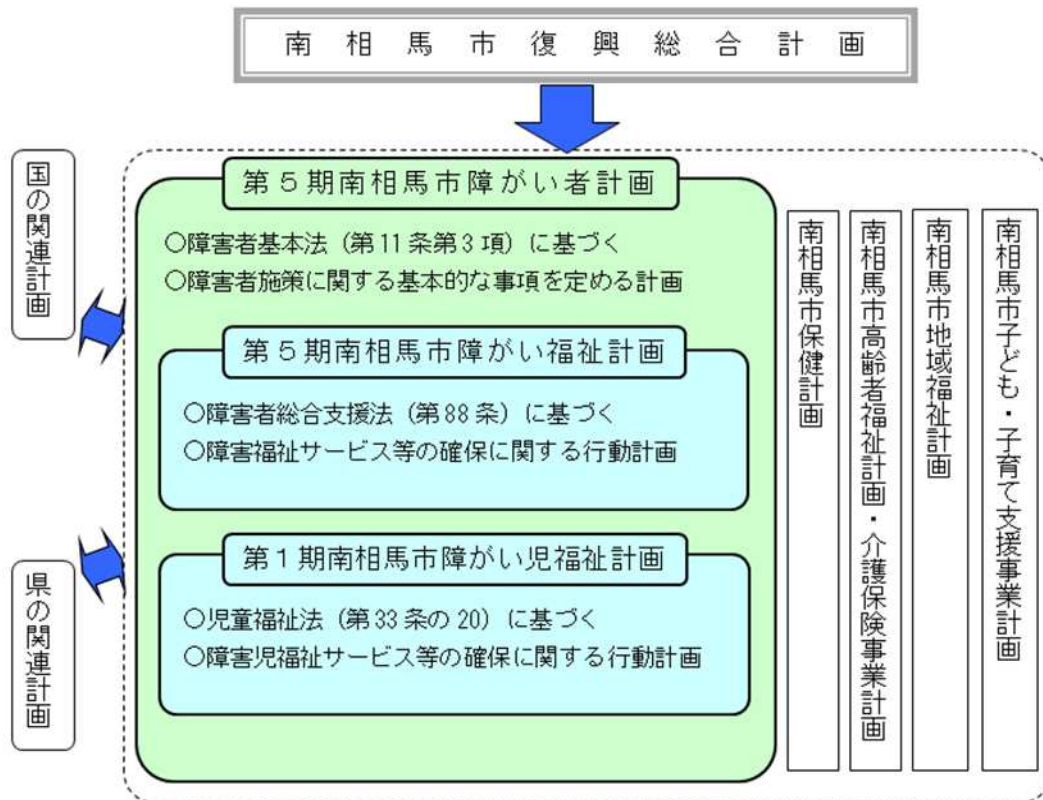


第1章 計画の基本的な考え方(素案P1～)

計画策定の趣旨及び位置付け

本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第5期障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」を、また、児童福祉法の改正に基づき「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。



障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい児福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものです。児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。

計画の策定体制

計画策定にあたっては、医療・教育・保健・福祉・経済等の多様な分野の関係機関、地域団体、民間事業所や行政機関で構成する「南相馬市・飯館村地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。また、関係団体ヒアリングやアンケート調査など広く市民の皆様の意見をいただきながら策定をしました。

第2章 障がい者を取りまく現状（素案 P14～）

地域の実情とニーズを踏まえて計画を作成するため、障がい者施策に関する資料、アンケート調査結果等を掲載しています。

- 1 障がい者等の推移（素案 P14～）
- 2 障がい福祉に関するアンケート調査結果（素案 P25～）
- 3 関係団体ヒアリング調査結果（素案 P41～）

第3章 計画の基本理念と体系（素案 P43～）

計画の基本理念

健康で安心して暮らすことができるまちづくり

～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

本計画が、市復興総合計画の障がい分野の計画であることを踏まえ、市復興総合計画の基本指針である「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を、本計画の基本理念とします。

また、コミュニティの再生、共生社会の実現のために全力で取り組み支援していくとともに、様々な困難・課題を地域全体の課題として取り上げられ、支え合うような社会になってほしいとの願いからサブタイトルを設定しました。

計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の6点を掲げます。

基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実や、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援に取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーの更なる推進により、安全・安心した生活を送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組み等とともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

基本目標6 震災からの復興・災害対策

この震災を乗り越え、障がいのある人にとってこれまで以上に生活しやすい環境となるよう、本市の復興と災害対策の充実に向けて取り組みます。

計画の体系図は、素案の P46、47 に掲載しています。

第4章 障がい者計画の施策の展開（素案 P48～）

本市の障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に決めました。

現計画からの主な変更点

「障害者差別解消法」の施行や「障害者雇用促進法」の一部改正、「成年後見制度利用促進法」の施行等、障がい者の権利擁護を目的とする国内法が整備されたことから、障がいのある人に対する理解促進、合理的配慮の提供を進めるため、基本施策として『権利擁護・合理的配慮の推進』を追加しました。

障がいのある子どもへの支援を強化するため、『障がいのある子どもの親への支援』、『切れ目のない支援体制の構築』等を施策に追加しました。

「改正発達障害者支援法」が施行されたことから、発達障がいに対するの支援の充実を図るため『発達障がい児・者への支援』を施策に追加しました。

「障害者総合支援法」の一部改正により、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことから、『障がいのある人の高齢化への対応』を施策に追加し、共生型サービスの実施について記載しました。

東日本大震災等の影響が依然として続いていることから、基本施策として新たに『震災からの復興と災害対策の推進』を追加し、復興支援と災害対策について記載しました。

基本施策の展開

基本目標の実現のため、各種施策を展開します。

1 権利擁護・合理的配慮の推進

- (1) 障がいのある人に対する市民の理解促進
- (2) 差別解消・虐待防止・権利擁護の充実(変更)
- (3) 経済的安定施策の周知(変更)

2 障がいのある人への支援の充実

- (1) 障がいのある人への支援施策の普及
- (2) 相談体制の充実
- (3) 日常生活を支えるサービスの充実(変更)
- (4) 福祉を担う人材の確保・養成
- (5) 発達障がい者への支援(新規)
- (6) 障がいのある人の高齢化への対応(新規)

3 障がいのある子どもへの支援の充実

- (1) 障がいのある子どもへの支援
- (2) 障がいのある子どもの親への支援(新規)
- (3) 切れ目のない支援体制の構築(新規)
- (4) 保育・教育・医療との連携(変更)
- (5) 発達障がい児への支援(新規)

4 地域における支援体制の充実

- (1) 地域自立支援協議会の運営の強化
- (2) 障がい者関係団体との連携強化
- (3) 地域における交流の推進
- (4) 地域移行・地域定着支援の充実(新規)
- (5) 地域生活拠点体制の整備(新規)

5 保健・医療サービスの充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 保健・医療との連携
- (3) 心の健康の充実(変更)

6 社会参加の促進と自立への支援

- (1) 障がいのある人の雇用(就労)の場の確保
- (2) 就労定着に向けた支援(新規)
- (3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- (1) やさしいまちづくりの推進
- (2) 障がいのある人の生活の場の確保
- (3) 防犯対策の推進(変更)
- (4) 情報提供の充実

8 震災からの復興と災害対策の推進

- (1) 震災からの復興(新規)
- (2) 災害対策(新規)

第5章 障がい福祉計画の事業の展開（素案 P80～）

障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針に即して決めました。

成果目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
施設入所者の地域生活移行者数 8 人、施設入所者削減 2 人
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
平成 32 年度末までに、市において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
平成 32 年度末までに、市または圏域において 1 カ所整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
福祉施設を退所し一般就労する者の数 9 人 等

自立支援給付事業の推進

国で事業内容が決められている「自立支援給付事業」の各サービスについて、必要見込量とその確保策を定めました。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援

地域生活支援事業の実施

市が地域の実情を勘案して事業の内容を定めている「地域生活支援事業」の各サービスについて、必要見込量とその確保策を定めました。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 相談支援事業
- (3) コミュニケーション支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 地域活動支援センター機能強化事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 日中一時支援事業
- (9) 社会参加促進事業

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開（素案 P107～）

障がい児福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針に即して決めました。

成果目標の設定

- (1) 障害児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターの整備
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備
医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

障がいの状況に応じ必要なサービスが提供できるよう、障害児通所支援事業や相談支援体制の充実を図るため、必要見込量とその確保策等を定めました。

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (2) 障害児相談支援
- (3) 医療的ケア児調整コーディネーター配置人数
- (4) 子ども・子育ての支援等における体制整備